

# 総合評価方式による競争入札の手引き

(総合評価方式の仕組みと技術提案の留意点)

平成30年6月

周南市財政部契約監理課

## 1 総合評価方式について

より安全で品質の高い社会資本整備を進めていくために、従来の「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」に転換することを目指し、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）が平成17年4月に施行されました。

本市では、この品確法の趣旨に基づき、平成20年度9月から技術的な工夫の余地の小さい一般的な工事について、入札価格のほかに工事経験や工事成績等の技術的な要素を総合的に評価し落札者を決定する「特別簡易型総合評価方式」、「簡易型総合評価方式」を採用した競争入札を実施いたします。

## 2 総合評価競争入札の手続きについて

特別簡易型、簡易型総合評価方式を適用する工事においては、技術的な工夫の余地が小さいことから技術提案の範囲が限定されるため、発注者が示す標準的な仕様に基づく適切かつ確実な施工がより重要となります。

そのため、簡易な施工計画や企業が保有する施工実績等に基づき性能と入札価格とを総合的に評価することにより、企業が発注者の指示する仕様に基づき、適切かつ確実に工事を遂行する能力を有しているかを確認し落札者を決定します。

以上のことから、総合評価競争入札による場合は入札者の当該工事の品質確保に対する技術的能力を評価するための資料（技術提案資料）を作成し提出していただく必要があります。

### （1）技術提案資料の作成及び提出

総合評価方式による場合は、入札公告や指名通知の際に、その旨を明記しますので技術評価に必要な資料（技術提案資料）を作成し、入札書提出時に提出をお願いします。なお、技術提案資料が提出されない場合、入札書は無効となります。

また、対象となる評価項目については入札案件ごとに定めますので、

注意してください。

## (2) 評価項目

総合評価方式の型式別の評価項目は原則として次表の項目を対象とします。

項目の中には、工事毎に記載する内容を設定する項目がありますから、注意してください。

凡例「◎」：固定項目 「○」：選択項目

評価の視点	評価項目	評価の細目	配点	特別簡易型	簡易型	備考	
(1) 企業の技術力	①簡易な施工計画につ	発注者が求める施工上配慮すべき事項として1項目を選定	6	—	◎		
		②企業の技術的能力について	過去8年間の同種工事の施工実績	2	◎	◎	
		周南市発注工事における工事成績評定点の平均点 対象期間は、原則2か年度。 ただし2年間に無い場合4年	2又は4	◎	◎	特別簡易型：2点 簡易型：4点	
		過去2年間の建設事故の有無	1	◎	◎		
		ISO9001の取得状況	1	◎	◎		
		ISO14001の取得状況	1	◎	◎		
		労働安全衛生マネジメント等の認証状況	1	◎	◎		
	③配置技術者の技術的能力について	主任（監理）技術者の保有する資格	2	◎	◎		
		過去8年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	2	◎	◎		
		継続学習（CPD）の取組状況	1	◎	◎		
		技能士等の活用	1	◎	◎		
(2) 企業の地域精進度・地域貢献度・社会性	④地域精進度	地理的条件（緊急時の施工体制）	1	◎	◎		
		⑤地域貢献度	過去5年間の災害応急対策等の活動実績	1	○	○	
			過去1年の地域活動実績	1	◎	◎	
			市内資材の活用	1	◎	◎	
			市内企業の下請活用	1	◎	◎	
	⑥社会性	障害者の雇用状況	1	◎	◎		

## (3) 評価基準

総合評価方式の評価項目ごとの評価基準は原則として次表によりま

す。

評価において不適切とし、欠格となった項目がある場合は、総合評価の対象とせず、無効として処理します。

## ・企業の技術力

### ① 簡易な施工計画について（簡易型に適用）

「簡易な施工計画」については、工事ごとの特徴や特性等を踏まえた具体的な記述となっていることが必要です。

評価項目	評価細目	評 課 基 準	評価点
簡易な施工計画（発注者が求める施工上配慮すべき事項として右側から1項目を選定）	工程管理	工程管理が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載されている	6
		工程管理が現地条件を踏まえ適切であり、工夫がみられる	3
		工程管理が適切である	0
		不適切である	欠格
	品質管理	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえ適切であり、重要な事項が記載されている	6
		品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえ適切であり、工夫がみられる	3
		品質の確認方法、管理方法が適切である	0
		不適切である	欠格
	その他配慮すべき事項	課題に対して、現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載されている	6
		課題に対して、現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	3
		課題に対して適切である	0
		不適切である	欠格
評価点の最大計			6

### ② 企業の技術的能力について（特別簡易型、簡易型に適用）

評価項目	評価細目	評 課 基 準	評価点
企業の技術的能力	過去8年間の同種工事（公共工事）施工実績の有無	設計金額以上の実績あり	2
		設計金額の2分の1以上の実績あり	1
		設計金額の2分の1未満の実績または実績なし	0
	過去2か年度の	80点以上	4(2)

	周南市発注工事における工事成績評定点の平均点。ただし2年間に無い場合4年	75点以上、80点未満	3 (1.5)
		70点以上、75点未満	2 (1)
		65点以上、70点未満	1 (0.5)
		65点未満、又は実績なし	0 (0)
	過去2年間の建設事故の有無	事故なし	1
		事故あり	0
	ISO9001、ISO14001の取得状況	ISO9001及びISO14001の両方を取得	2
		ISO9001及びISO14001のいずれかを取得	1
		認証取得なし	0
	労働安全衛生マネジメント等の認証状況	認証取得している	1
認証取得していない		0	
評価点の最大計			10 (8)

③ 配置技術者の技術的能力について（特別簡易型、簡易型に適用）

評価項目	評価細目	評 課 基 準	評価点
配置技術者の技術的能力	主任（監理）技術者の保有する資格	1級国家資格又は技術士と同等 また、若手技術者（※）にあつては、2級国家資格を有する者	2
		2級国家資格と同等	1
		上記以外	0
	過去8年間の主任（監理）技術者の同種工事（公共工事）の施工経験の有無	主任（監理）技術者が同種工事の施工経験を有する	2
		施工経験がない	0
	継続学習（CPD）の取組状況	各団体推奨単位以上を取得しており継続教育の証明ある場合	1
		取得していない	0
	技能士等の活用	資格を有するものによる施工が可能な工種について使用	1
		使用しない又は施工可能な工種がない	0
	評価点の最大計		

※若手技術者とは、入札通知又は公告日時点で満35歳未満であり、工事の施工・管理に携わる技術者をいう（特別簡易型のみ適用）。

・企業の地域貢献度等について（特別簡易型、簡易型に適用）

評価項目	評価細目	評 課 基 準	評価点
①地域精通度	地理的条件（緊急時の施工体制）	周南市内に本店あり	1
		周南市内に支店、営業所あり	0.5
		周南市内に拠点なし	0
②地域貢献度	過去5年間の災害応急対策等の活動実績	実績あり	1
		実績なし	0
	過去1年の地域活動実績	活動実績あり	1
		実績なし	0
	市内資材の活用	指定資材の全量を市内資材活用する	1
		活用しない又は指定資材がなし	0
市内企業の下請活用	百万円以上の下請で市内企業等を全て活用する場合又は百万円以上の下請けがない	1	
	その他	0	
社会性	障害者の雇用状況	雇用している	1
		雇用していない	0
評価点の最大計			6～5

注) ( ) 内は特別簡易型の評価点

#### (4) 評価の方法

入札後、落札決定を保留し、次の手順により評価を行います。

##### ① 加算点の算出

技術提案資料の評価結果をもとに、入札者の加算点を算出します。加算点は、次の式により、各評価項目ごとに、当該評価項目の得点合計を当該評価項目の配点合計で除して得た数に、当該評価項目の換算値を乗じて得た数の総和により求めます。

$$\text{加算点} = \sum \left( \frac{\text{各評価項目ごとの得点合計}}{\text{各評価項目ごとの配点合計 (満点)}} \times \text{各項目ごとの換算値} \right)$$

型式別加算点の設定

総合評価の型式	加算点の満点
特別簡易型	10点
簡易型	20点

② 形式ごとの換算値について

③ 凡例「◎」：固定項目 「○」：選択項目

評価の視点	評価項目	評価の細目	評価点の換算方法					
			・換算値の欄中、矢印の左の数値が各評価項目の配点合計					
			・矢印の右の数字が各評価項目の換算値					
			特別簡易型			簡易型		
			対象項目	配点	換算値	対象項目	配点	換算値
(1) 企業の技術力	①簡易な施工計画について	発注者が求める施工上配慮すべき事項として1項目を選定	—	—	—	◎	6	6→10
	②企業の技術的能力について	過去8年間の同種工事の施工実績	◎	2	8→5	◎	2	10→5
		周南市発注工事における工事成績評定点の平均点 対象期間は、原則2か年度。 ただし2年間に無い場合4年	◎	2		◎	4	
		過去2年間の建設事故の有無	◎	1		◎	1	
		IS09001の取得状況	◎	1		◎	1	
		IS014001の取得状況	◎	1		◎	1	
		労働安全衛生マネジメント等の認証状況	◎	1		◎	1	
	③配置技術者の技術的能力について	主任（監理）技術者の保有する資格	◎	2	6→4	◎	2	6→4
		過去8年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	◎	2		◎	2	
		継続学習（CPD）の取組状況	◎	1		◎	1	
技能士等の活用		◎	1	◎		1		
(2) 企業の地域精進度・地域貢献度・社会性	④地域精進度	地理的条件（緊急時の施工体制）	◎	1	6~5→1	◎	1	6~5→1
		⑤地域貢献度	過去5年間の災害応急対策等の活動実績	○		1	○	
	過去1年の地域活動実績		◎	1		◎	1	
	市内資材の活用		◎	1		◎	1	
	市内企業の下請活用		◎	1		◎	1	
	⑥社会性	障害者の雇用状況	◎	1		◎	1	
評価点計			10			20		

③ 評価値の算定

算出した加算点に標準点（100点）を加えて技術評価点を求めます。

この技術評価点と入札価格から、次式により評価値を算定します。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点（標準点＝100点）＋（加算点）}}{\text{入札価格}}$$

### （5）落札者の決定

評価値の最も高い入札者を落札者とします。簡易型の評価例は下表のとおりです。

評価項目		基準配点	A社	B社	C社	D社	
(1) 企業の 技術力	① 簡易な施工計画	6	6	6	6	6	
	②企業の技術的能力	施工実績	2	1	2	0	2
		工事成績	4	1	2	0	4
		建設事故の有無	1	1	1	1	1
		IS09001	1	1	1	1	1
		IS014001	1	1	1	1	1
		労働安全衛生	1	1	1	1	1
	③配置技術者の能力	保有資格	2	1	2	1	2
		施工経験	2	0	2	0	2
		継続学習	1	0	1	1	1
		技能士活用	1	1	1	1	1
	(2) 企業の 地域精 通度・ 地域貢 献度・ 社会性	④地域精通度	地理的条件	1	1	1	1
		⑤地域貢献度	応急対策等活動実績	1	1	1	1
地域活動実績			1	1	1	1	0
市内資材活用			1	1	1	1	0
市内企業下請活用			1	1	0	1	0
⑥社会性		障害者雇用	1	0	1	1	0
基準点数		28	19	25	19	23	
加算点（換算値）		20	15.4000	18.8667	15.6000	18.3333	



標準点	100	100	100	100	100
技術評価点	120	115.167	118.833	115.000	119.167
入札書記載価格(円)	-	23,500,000	24,000,000	24,200,000	24,200,000
評価値(×1,000,000)	-	4.9007	4.9514	4.7521	4.9243
評価値順位	-	3	1	4	2
落札者	-		○		

(注1) 評価項目は案件ごとに設定します。

(注2) この表中の「加算点(換算値)」、「技術評価点」、「評価値(×1,000,000)」については、計算上は四捨五入を行っていないが、表示上は表示桁の一桁下で四捨五入を行った表記となっている。

### 3. 技術提案資料の作成にあたっての留意事項等について

#### (1) 作成上の留意事項等

技術提案資料の作成にあたっては、次表に留意して作成してください。

##### ① 簡易な施工計画について

項目	留意事項	様式
簡易な施工計画の共通事項	発注者が設計図書(共通仕様書、特記仕様書を含む)で示す標準的な仕様(以下「標準案」という。)の範囲内で、現場条件、重要事項を踏まえた提案(技術的所見)を記述すること。標準案の範囲内の提案について、妥当性、適切性、的確性等の観点から評価する。なお、簡易な施工計画は標準案を超えた提案を求めるものではなく、標準案を超えた提案があっても優位な評価は行わない。	
工程管理	a. 当工事の概略の工程表を記入する。項目は「新土木工事積算体系の解説」の中項目(レベル2)を記入すること。 b. 工程計画策定の際に考慮した施工計画や工程管理に係わる技術的所見を工程表の下欄に必ず記述すること。記述にあたっては、「必要に応じて・・・」「状況に応じ・・・」などの曖昧な表現は避けること。	2
品質管理	a. 発注者が求める項目の施工方法、管理方法、確認方法等について技術的所見を簡潔に記述すること。 b. 必要な場合は説明図面を添付すること。資料は図面を含めA4版用紙2枚以内で作成すること。	3

<p>その他配慮すべき事項</p>	<p>c. 記述にあたっては、「必要に応じて・・・」「状況に応じ・・・」などの曖昧な表現は避けること。  d. 本設計書の設計図面及び土木工事共通仕様書等に示された施工方法に従って施工する。」という記述は認めない。  e. 土木工事共通仕様書等に示された施工方法に従った施工であっても、当該工事の特徴を踏まえ、具体的に記述すること。</p>	
-------------------	--	--

② 企業の技術的能力について

項目	留意事項	様式
<p>過去8年間の同種工事（公共工事）施工実績の有無</p>	<p>a. 評価対象を、「元請として、過去8年間（※8年前の日の属する年度の4月1日以降）から入札通知日又は公告日までに完成し、引き渡し完了した工事の実績」としているため、定められた同種工事の実績について、資料提出期限までに施工し、引き渡し完了した工事を記載すること。  b. 同種工事に係る建設工事施工実績証明書を添付すること。添付できない場合は、請負契約書の写し及び当該工事の受注形態、工事概要が確認できる資料を添付すること。ただし、「CORINS」に登録し、その内容が確実に判断できる場合は竣工登録工事カルテの受領書及び工事カルテの写し又は竣工登録の登録内容確認書の写しを提出することで替えることができる。  ※添付する建設工事施工実績証明書（別紙）は、写し可とする。  c. 共同企業体により施工した工事については出資比率20%以上の場合にのみ施工実績として認めるので協定書の写しを添付すること。ただし、「CORINS」に登録し、共同企業体の構成員、出資比率が確認できる場合は、CORINSの写しを提出することで替えることができる。  d. 共同企業体の場合は全体の請負額を記入すること。  e. 受注形態は、単体又は〇〇・□□JV（出資比率〇〇%）と記載すること。  f. 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。  g. 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。</p>	<p>4</p>
<p>周南市発注工事における工事成績評定点の平均点  対象期間は、原則2か年度。ただし2年間に無い場合4年</p>	<p>a. 工事発注年度の直近2か年度において周南市が発注した工事の工事成績評定点の平均点により評価する。ただし、過去2年間に工事成績評定点を有しない企業については、過去4か年度において周南市が発注した工事の工事成績評定点の平均点により評価する。平均点は工種別に算出する。  b. 周南市（上下水道局を除く。）が発注した工事で5百万円未満の工事は除く。また、災害応急（自治令第167条の2第1項第5号）工事として発注したものは、原則として</p>	<p>提出不要</p>

	<p>対象としない。</p> <p>c. 平均点は市の保有する工事成績評定点に係る資料により算定したもので評価するので、資料提出の必要はない。</p> <p>d. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体における代表者を以て評価する。</p> <p>e. 対象とする期間に工事成績評定点を有しない企業については、評価点は加点しない。</p>	
過去2年間の建設事故の有無	<p>a. 建設事故については、死亡事故を起因とする周南市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止があったものを対象とし、その措置が入札通知日又は公告日前の2年間にあった場合に評価する。</p> <p>b. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のどちらも対象とする。</p>	有無の記載
ISO9001の取得状況	<p>a. 認証取得を示す登録証の写しの提出により評価する。なお、登録証に建設工事の種類が明示されていない場合は、取得時に作成された品質マニュアルの適用範囲のページの写しを添付すること。また外国語表記の場合は日本語訳を添付すること。</p> <p>b. 建設業法第3条第1項の営業所のうち主たる営業所（以下「本社」という。）を市外に有する場合は、契約営業所又は契約営業所を直接統括する支店等が認証取得している場合に評価する。なお、契約営業所が認証取得しておらず、契約営業を直接統括する支店等が認証取得している場合は、認証取得している支店等が契約営業所を直接統括していることがわかる資料を添付すること。</p> <p>c. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかが取得している場合に評価とする。</p>	写しの提出
ISO14001の取得状況	<p>a. 認証取得を示す登録証の写しの提出により評価する。なお、登録証に建設工事の種類が明示されていない場合は、取得時に作成された品質マニュアルの適用範囲のページの写しを添付すること。また外国語表記の場合は日本語訳を添付すること。</p> <p>b. 本社を市外に有する場合は、契約営業所又は契約営業所を直接統括する支店等が認証取得している場合に評価する。なお、契約営業所が認証取得しておらず、契約営業を直接統括する支店等が認証取得している場合は、認証取得している支店等が契約営業所を直接統括していることがわかる資料を添付すること。</p> <p>c. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかが取得している場合に評価とする。</p>	写しの提出
労働安全衛生マネジメント等の認証状況	<p>a. 労働安全衛生マネジメント(OHSAS18001、JISHA方式適格OSHMS、ISO45001)または建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の認証について、建設分野の認証を受けており、その認証取得を示す登録証の写しの提出により評価する。なお、登録証に適用範囲が明示されていない場</p>	写しの提出

	<p>合は、付属書等、適用範囲がわかる資料を添付すること。 また外国語表記の場合は日本語訳を添付すること。</p> <p>b. 本社を市外に有する場合は、契約営業所又は契約営業所を直接統括する支店等が認証取得している場合に評価する。 なお、契約営業所が認証取得しておらず、契約営業を直接統括する支店等が認証取得している場合は、認証取得している支店等が契約営業所を直接統括していることがわかる資料を添付すること。</p> <p>c. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。</p>	
--	---	--

③ 配置技術者の能力について

項目	留意事項	様式
主任（監理）技術者の保有する資格	<p>a. 主任（監理）技術者として配置する技術者の保有資格について評価する。</p> <p>b. 配置技術者の保有資格について、1級国家資格（例：1級土木施工管理技士、1級建築士等）並びに本工事の入札参加資格で定めた建設業の許可業種において監理技術者となりうる「技術士」及び「建設業法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者」の場合又は2級国家資格（例：2級土木施工管理技士、2級建築士等）並びにこれと同等以上の資格を有する者の場合に評価する。 また、特別簡易型において、若手技術者（※）を専任で配置する場合は、2級国家資格（例：2級土木施工管理技士、2級建築士等）の保有により1級国家資格と同等に評価する。 評価対象の資格を有する場合は、保有する資格を記入し、当該資格証明書等（若手技術者にあつては年齢が確認できるものであること）の写しを添付すること。</p> <p>c. 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（裏面を含む）の写しを添付すること。</p> <p>d. 主任技術者にあつては、国家資格又は実務経験が確認できる書類の写し、雇用関係が確認できるものを添付すること。</p> <p>e. 配置技術者を特定できない場合で、複数の候補者（3人を限度とする。ただし、工場製作を含む工事であつて工場から現地へ現場が移行する時点で技術者を途中交代する場合は、工場製作時の技術者3名以内、現地での技術者3名以内とする。）とする場合は、すべての候補者について記載するとともに資料を添付すること。なお、記載した候補者の最も資格の低い者をもって評価する。</p> <p>f. 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者の監理技術者のみを対象とする。</p>	5

<p>過去8年間の主任（監理）技術者の同種工事（公共工事）の施工経験の有無</p>	<p>a. 評価対象を、「元請として、過去8年間（※8年前の日の属する年度の4月1日以降）から入札通知日又は公告日までに完成し、引き渡し完了した同種工事の経験の有無」としているため、該当する工事について記載すること。</p> <p>b. 配置技術者が従事した工事内容が確認できる資料を添付すること。添付の方法については「過去8年間の同種工事の施工実績」によること。また、同種工事の経験として記載した工事の工期と従事期間が一致しない（従事期間が短い）場合は、同種工事の経験を有していることが確認できる資料（従事期間を示す資料及び最終工程表）を添付すること。</p> <p>なお、特段の指示がない場合は、添付された資料により、施工経験として記載した工事における同種工事の期間（同種工事で規模を定めている場合は、施工経験として記載した工事での同種工事の全数量を行うための期間）の半分を超える期間従事した経験を有していると確認できる場合に評価する。</p> <p>c. 共同企業体で施工した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わない。なお、共同企業体の実績は、出資比率20%以上のものを対象とするので、施工経験がわかる資料に加え、共同企業体の構成員、出資比率が確認できる資料を添付すること。添付の方法については「過去8年間の同種工事の施工実績」によること。</p> <p>d. 配置技術者の候補者を複数名とした場合は、すべての候補者について記載するとともに資料を添付すること。すべての候補者が同種工事の施工経験を有する場合に評価する。なお、候補者の上限人数は、「主任（監理）技術者の保有する資格」によること。</p> <p>e. 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者の監理技術者のみを対象とする。</p>	<p>5</p>
<p>継続学習（CPD）の取組状況</p>	<p>a. 工事発注年度の4月1日から入札通知日又は公告日までの間の任意の日から各認証団体が設定する期間における、配置技術者の継続学習（CPD）に対する取組状況（各認証団体推奨単位以上とする。例、全国土木施工管理技士会連合会の場合1年間に20ユニット、2年間に40ユニット、3年間に60ユニット、4年間に80ユニット、5年間に100ユニットのいずれでも可）を評価するので、各認証団体の証明書の写しを添付すること。</p> <p>なお、各認証団体の証明書により各認証団体の推奨単位以上の取組が確認できる場合に評価する。</p> <p>b. 配置技術者の候補者を複数名とした場合は、すべての候補者について記載するとともに資料を添付すること。すべての候補者が取得している場合に評価する。なお、候補者の上限人数は、「主任（監理）技術者の保有する資格」によること。</p> <p>c. 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の</p>	<p>6</p>

	指示がない場合、当該共同企業体の代表者の監理技術者のみを対象とする。	
技能士等の活用	<p>a. 指定したすべての工種（種別）において指定したすべての技能士等を活用する場合に評価する。なお、指定した技能士等が、技能士の場合は下請け等の職員でも良いが、技能士以外の資格の場合は下請け等の職員は認めない。</p> <p>b. 実際の施工時に変更することは認めるが、技術提案時と同等以上の資格取得者とする。</p> <p>c. 従事する技能士等の資格取得を証明するものの写しを提出し、また施工時の履行確認は、日報等及び現場での立会による。</p>	7

※ 「若手技術者」とは、入札通知日又は公告日時点で満35歳未満であり、工事の施工・管理に携わる技術者をいう。

#### ④ 企業の地域貢献度等

項目	留意事項	様式
地理的条件（緊急時の施工体制）	<p>a. 周南市内に本社を有している場合は、資料提出の必要はない。</p> <p>b. 周南市内に支店、営業所を有している場合は、その所在を証明する資料を提出すること。</p> <p>c. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。</p>	資料の提出
過去5年間の災害応急対策等の活動実績	<p>a. 過去5年間（※5年前の日の属する年度の4月1日以降から入札通知日又は公告日まで）に、周南市が発注した、災害応急（復旧）対策業務（工事）又は冬季除雪業務のいずれかの活動実績について評価する。</p> <p>b. 上記活動実績に関する必要事項を記載するとともに、記載した活動実績が確認できる資料として、契約書の写し及び実績のわかる書類又は実績証明書等を添付すること。 ※添付する実績証明書等は、写し可とする。</p> <p>c. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。</p>	8
過去1年の地域活動実績	<p>a. 過去1年間（1年前の日の属する年度の4月1日以降）の、周南市内における企業としての道路清掃、河川清掃、公共施設への植栽等の企業としてのボランティア活動について、公的機関等との協定書や、公的機関等からの感謝状等、当該地域活動の内容を客観的に証明できるものの提出により評価する。個人としての活動は評価しない。 ※ ボランティア活動の例：道路清掃、河川清掃、公共施設（学校、公民館等）の清掃、公園清掃、公共施設への植栽等、福祉施設の慰問・清掃、小学校区以上の地域で実施される催物の準備（祭り・フリーマーケット等の準備等）、水源保全、海岸清掃、竹林ボランティア、防犯パトロール等。</p> <p>b. 活動内容の証明者は、公的機関等の施設管理者（民間の公</p>	9

	<p>的な施設管理者を含む。) 、主催者、自治会長等とする。  また、新聞記事等による証明は、掲載時期、実施時期、実施内容、会社名が明確に証明できるものとする。  ※添付する地域活動実績証明書(別紙)は、写し可とする。</p> <p>c. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする</p>	
市内資材の活用	<p>a. 指定した資材(下請が購入する資材も含む)において市内資材を全量活用する場合に評価する。なお、ここで言う市内資材とは、工事現場に最終製品として搬入する資材を対象とし、市内工場等で製造した資材又は市内の代理店等から購入する資材とする。</p> <p>b. 変更設計で新たに追加した資材の種類(規格)は対象としないが、変更設計で増加した資材数量は対象とする。</p> <p>c. 実際の施工時における購入先等の変更は、技術提案時と同等の評価を受ける事ができるものへの変更のみ認める。</p>	10
市内企業の下請活用	<p>a. 百万円以上の下請(二次下請以降を含む)を対象とし、その下請負者の全てが市内企業の場合に評価する。なお、ここで言う市内企業とは、周南市内に本社を有する企業とする。</p> <p>b. 百万円以上の下請がない場合には、元請企業が周南市内に本社を有している場合又は共同企業体で全ての構成員が周南市内に本社を有している場合に評価する。</p> <p>c. 変更で新たに追加した工種は対象としない。</p> <p>d. 実際の施工時における下請の変更は、技術提案時と同等の評価を受ける事ができるものへの変更のみ認める。</p>	11
障害者の雇用状況	<p>a. 雇用対策における「障害者」とは、身体障害者手帳、療育手帳(又は知的障害者判定機関の判定書)又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた従業員とする。</p> <p>b. 「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条第7項の規定に基づき、その雇用に関する状況の報告を義務付けられている事業者の場合は、公共職業安定所に報告した障害者雇用状況報告書(写し)の提出があり、法定雇用障害者数を達成しておれば評価する。</p> <p>c. b以外の事業者の場合、実雇用率の算定の対象となる障害者を雇用しており、週所定労働時間が記載された雇用契約書及び身体障害者手帳等の提出があり、確認ができれば評価する。</p>	写しの提出

なお、上記表中、「①簡易な施工計画」、「同種工事」、「技能士等の活用」、「市内資材の活用」については、工事ごとに定めるので注意してください。

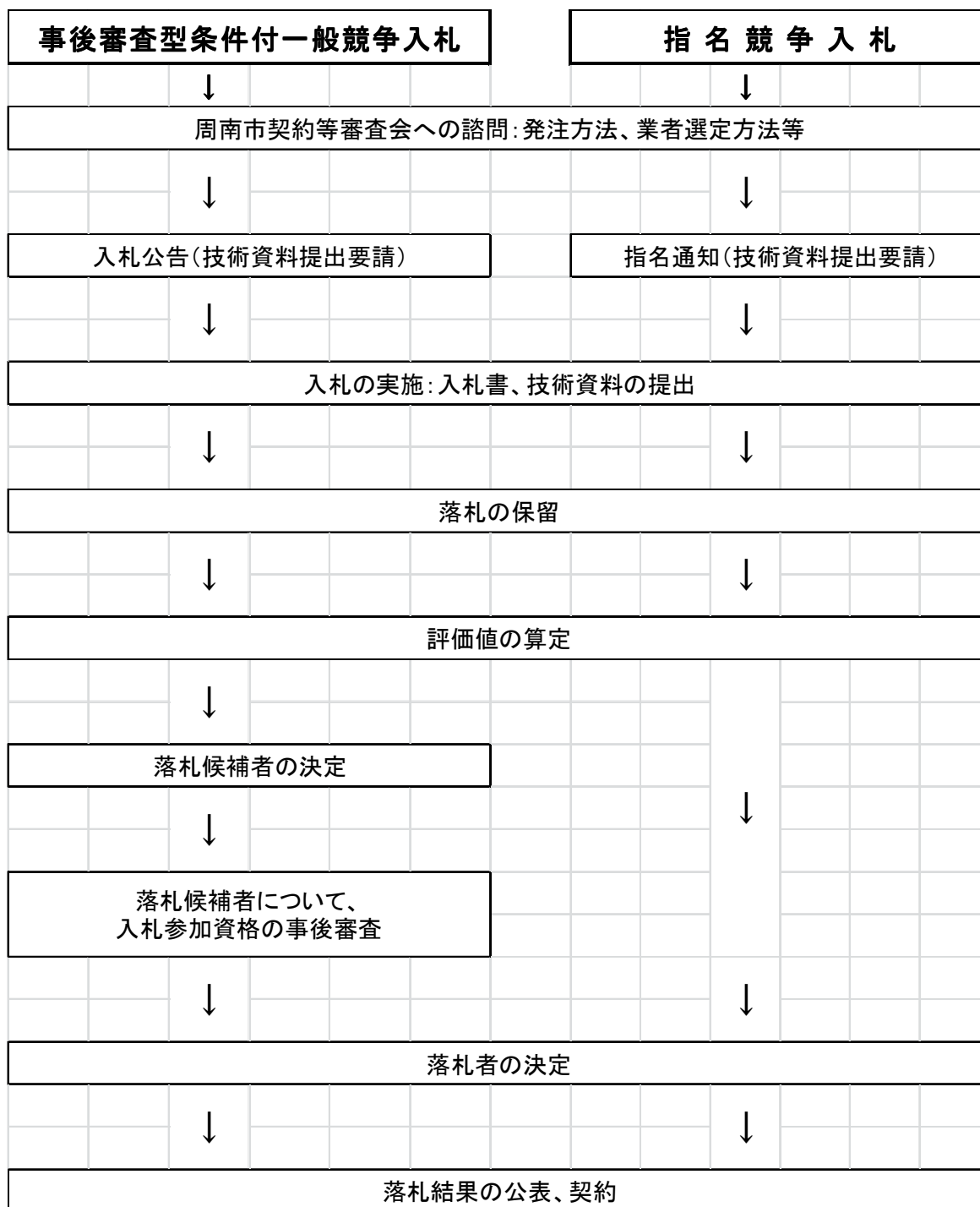
## (2) 技術提案資料の提出方法について

技術提案資料提出一覧表に記載されている各提出様式及び技術提案資料として提出が求められているもの(建設工事施工実績証明書、工事カルテ、技術者の証明書等)をあわせて1部提出してください。なお、

提出が求められているにも関わらず該当する提出様式が提出されないものは評価しません。



総合評価方式フロー図（特別簡易型）



総合評価方式フロー図（簡易型）

